

# 令和3年度から適用される個人住民税の改正について

## 給与所得控除の見直し

- ・ 給与所得控除額を10万円引き下げます。
- ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限の控除額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

## 【改正後】

給与所得の速算表	
給与収入金額	給与所得控除後の合計所得金額
1円～55万1千円未満	0円
55万1千円～161万9千円未満	収入金額－55万円
161万9千円～162万円未満	1,069,000円
162万円～162万2千円未満	1,070,000円
162万2千円～162万4千円未満	1,072,000円
162万4千円～162万8千円未満	1,074,000円
162万8千円～180万円未満	①×2.4＋10万円
180万円～360万円未満	①×2.8－8万円
360万円～660万円未満	①×3.2－44万円
660万円～850万円未満	収入金額×90%－110万円
850万円～	収入金額－195万円

※ ① ⇒ 収入金額 ÷ 4 (1,000円未満端数切り捨て)

## 【改正前】

給与所得の速算表	
給与収入金額	給与所得控除後の合計所得金額
1円～65万1千円未満	0円
65万1千円～161万9千円未満	収入金額－65万円
161万9千円～162万円未満	969,000円
162万円～162万2千円未満	970,000円
162万2千円～162万4千円未満	972,000円
162万4千円～162万8千円未満	974,000円
162万8千円～180万円未満	①×2.4
180万円～360万円未満	①×2.8－18万円
360万円～660万円未満	①×3.2－54万円
660万円～1,000万円未満	収入金額×90%－120万円
1,000万円～	収入金額－220万円

※ ① ⇒ 収入金額 ÷ 4 (1,000円未満端数切り捨て)

## 公的年金等控除の見直し

- ・ 公的年金控除額を10万円引き下げます。
- ・ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除の上限額を195万円5千円に設定します。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円を、見直し後の控除額から引き下げます。

## 【改正後】

公的年金等に係る雑所得の速算表				
受給者年齢	収入金額 A	速算所得額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和31年1月1日以前に生まれた人	～330万円未満	A - 110万円	A - 100万円	A - 90万円
	330万円～410万円未満	A × 75% - 27万5千円	A × 75% - 17万5千円	A × 75% - 7万5千円
	410万円～770万円未満	A × 85% - 68万5千円	A × 85% - 58万5千円	A × 85% - 48万5千円
	770万円～1,000万円未満	A × 95% - 145万5千円	A × 95% - 135万5千円	A × 95% - 125万5千円
	1,000万円～	A - 195万5千円	A - 185万5千円	A - 175万5千円
65歳未満 昭和31年1月2日以後に生まれた人	～130万円未満	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
	130万円～410万円未満	A × 75% - 27万5千円	A × 75% - 17万5千円	A × 75% - 7万5千円
	410万円～770万円未満	A × 85% - 68万5千円	A × 85% - 58万5千円	A × 85% - 48万5千円
	770万円～1,000万円未満	A × 95% - 145万5千円	A × 95% - 135万5千円	A × 95% - 125万5千円
	1,000万円～	A - 195万5千円	A - 185万5千円	A - 175万5千円

※計算の結果マイナスの場合、所得金額は0円になります。

## 【改正前】

公的年金等に係る雑所得の速算表		
受給者年齢	収入金額 A	速算所得額
65歳以上	～330万円未満	A - 120万円
	330万円～410万円未満	A × 75% - 37万5千円
	410万円～770万円未満	A × 85% - 78万5千円
	770万円～	A × 95% - 155万5千円
65歳未満	～130万円未満	A - 70万円
	130万円～410万円未満	A × 75% - 37万5千円
	410万円～770万円未満	A × 85% - 78万5千円
	770万円～	A × 95% - 155万5千円

※計算の結果マイナスの場合、所得金額は0円になります。

(参考) 令和2年度課税

65歳以上：昭和30年1月1日以前に生まれた人

65歳未満：昭和30年1月2日以降に生まれた人

## 基礎控除の見直し

- ・基礎控除額を10万円引き上げます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合、その金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超えると適用外となります。

### 【改正後】

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

### 【改正前】

合計所得金額	基礎控除額
所得制限なし	33万円

## 所得金額調整控除の創設

次の(1)(2)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- (1) 給与収入が850万円を超え、次のいずれかの要件に該当する場合、給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ◆本人が特別障害者に該当する
- ◆年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ◆特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

### 【計算式】

$$\text{控除額} = \text{【給与収入(上限1,000万円) - 850万円】} \times 10\%$$

- (2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方あり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

### 【計算式】

$$\text{控除額} = \text{給与所得(上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得(上限10万円)} - 10\text{万円}$$

## 非課税基準及び扶養控除等の適用に係る所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税基準及び扶養控除等の適用に係る所得金額要件が見直されます。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額 48 万円以下	合計所得金額 38 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得要件	合計所得金額 48 万円超 133 万円以下	合計所得金額 38 万円超 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額 75 万円以下	合計所得金額 65 万円以下
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件 ※①	合計所得金額 135 万円以下	合計所得金額 125 万円以下
家内労働者特例（必要経費の最低保証額）	55 万円	65 万円
均等割の非課税限度額の合計所得金額	○同一生計配偶者又は扶養親族がない場合 合計所得金額が 38 万円 = 28 万円 + 10 万円 ○同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 合計所得金額が 28 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 17 万円 + 10 万円	○同一生計配偶者又は扶養親族がない場合 合計所得金額が 28 万円 ○同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 合計所得金額が 28 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 17 万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	○同一生計配偶者又は扶養親族がない場合 総所得金額等が 45 万円 = 35 万円 + 10 万円 ○同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 総所得金額等が 35 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 32 万円 + 10 万円	○同一生計配偶者又は扶養親族がない場合 総所得金額等が 35 万円 ○同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 総所得金額等が 35 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 32 万円

※① 改正前 ⇒ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の合計所得要件

## 調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されなくなります。  
(改正前は、一律適用)

## 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の見直し

### 【ひとり親とは】

現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たす者をいいます。

#### ◆その者と生計を一にする子を有すること

※前年の総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない子に限ります。

#### ◆本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること

#### ◆その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

※住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」と記載されている場合は対象になりません。

### 【未婚のひとり親に対する非課税措置の創設】

子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親に対して、個人住民税を非課税とする措置が創設されました。

### 【ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の見直し】

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(本人の合計所得金額が500万円以下)について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。
- ・上記以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」(控除額26万円)が適用されますが、所得制限(本人の合計所得金額が500万円以下)が設定されます。

## 【改正後】

寡婦・ひとり親控除一覧表(住民税)						
女性の場合						
配偶者関係	死別		離別		未婚	
本人所得(合計所得)	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	子	30万円	/	30万円	30万円	/
	子以外	26万円	/	26万円	/	/
	無	26万円	/	/	/	/
男性の場合						
配偶者関係	死別		離別		未婚	
本人所得(合計所得)	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	子	30万円	/	30万円	30万円	/
	子以外	/	/	/	/	/
	無	/	/	/	/	/

**【改正前】**

寡婦・ひとり親控除一覧表（住民税）					
女性の場合					
配偶者関係	死別		離別		
本人所得（合計所得）	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	子	30万円	26万円	30万円	26万円
	子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無	26万円			
男性の場合					
配偶者関係	死別		離別		
本人所得（合計所得）	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	子	26万円		26万円	
	子以外				
	無				